

## 地域福祉計画策定市民会議のグループ討議の進め方について

### 全体の進め方

#### 1. 課題の整理

地域福祉推進に向けての香芝市の課題の整理を行う。

住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしていく社会を実現し、香芝市にとって、地域福祉の趣旨を実現していくための課題は何か？

「持続可能な福祉社会の実現」「総合的な地域福祉力の向上」を図るための課題は何か？

市民の日常生活・福祉サービスについての課題には、どのようなものがあるか？

市民が、香芝市で幸福に暮らしていくために不足しているものは何か？

市民ニーズは何か？

#### 2. 課題解決に向けての方策

地域福祉実現のための課題の整理を受けて、その解決に向けての具体的方策についての検討を行う。 地域福祉計画素案づくり

行政は何をするべきか？

市民には何ができるか？

### 具体的会議の進め方

#### 第3回会議

日時 平成 21 年 12 月 13 日（日曜日）午後 1 時 30 分

場所 市役所会議室棟第 6 会議室

テーマ 「市民の日常生活上の課題について」

- ・ 市民は、日常生活において、どのような課題を抱えているのか？どのような不安を持っているのか？
- ・ 「保健福祉」「防災・安全」「都市計画・まちづくり」「市民生活」「産業」「教育」など、香芝市の地域の課題、日常生活上の課題。

委員の皆さんの生活実感、日ごろ考えておられることを基本に、先にお渡しした各種データ、市民意識調査結果も参考にして、上記テーマでご議論ください。

#### 第4回会議

日時 平成22年1月24日(日曜日)午後1時30分

場所 市役所会議室棟第6会議室

テーマ 「地域福祉推進のための課題について」

・第3回会議の討議内容を踏まえて、さらに焦点を絞って地域福祉計画のための課題についての議論を行います。

#### 第5回会議

日時 平成22年2月14日(日曜日)午後1時30分～

場所 総合福祉センター 3階 会議室

テーマ 「地域福祉計画策定に向けての課題のまとめ」

・前2回の会議の結果を踏まえて、課題を集約し、再整理を行うとともに、課題解決に向けての方向性についても検討も併せて行います。

会議の進め方は、あくまで現在の予定です。それぞれの会議の進捗状況に応じて、次回の進行状況を検討させていただきます。

1グループ7, 8人で、4つのグループに分かれていただく予定です。

## グループ討議の進め方について

第3回 地域福祉計画策定市民会議  
平成21年12月13日(日曜日)

グループ討議は、「KJ法」によって進めさせていただきます。

KJの名前は、提唱者の文化人類学者、川喜田二郎氏(1920.5.11～2009.7.8)のイニシアルから来ています。

### KJ法による進め方

#### 第1段階

考えなければならないテーマについて思いついた事をカードに書き出してください。この時、1枚のカードには、1つの事だけを書いてください。

テーマ 「市民の日常生活上の課題について」

#### 第2段階

集まったカードを分類し、そのグループのタイトルを決めます。この時、分類作業にあたっては先入感を持たず、同じグループに入れなくなったカードごとにグループを形成するのがよいとされています。

出された課題の中から、同種のをグループ化し、それぞれのタイトルをつけてください。

#### 第3段階

グループ化されたカードを1枚の大きな紙の上に配置して図解を作成します。

グループ化されたものの中で、細分化するとともに、それぞれのグループについての関係について、矢印など図で現せるものについては、その表示をしてください。

#### 第4段階

出来上がったカード配置の中から文章を書き起こしていくことになります。

テーマ「市民の日常生活の課題について」、議論の中でわかってきたことを文章化もしくは、図解化したものに文章・言葉を挿入していきます。

#### 発表

各グループ別に、5～10分程度で発表をお願いします。

## 討議を進めていくためのルール

全員が討議に参加し、発言するようにしてください。明るく、前向きな態度でお願いします。

限られた時間の中での議論となりますので、要点は、はっきりと手短かに、話すように心がけてください。

相手の意見を尊重し、誰かが発言している間は、集中して聞いてください

お互いの発言を尊重して、他の人の発言を否定するのではなく、疑問点や理解できない点を質問するようにしてください。

特定の個人や団体等を誹謗中傷する発言は行わないでください。

議論が白熱することは結構ですが、感情的にならず冷静をお願いします。

討議時間中は、司会者の指示に従い、討議のスムーズな進行にご協力ください。

討議を進めていくために、司会者・発表者及び記録者を決めてください。  
市及び社会福祉協議会職員は、討議を円滑に進めるお手伝いをさせていただきます。

司会者の方は、上記ルールを踏まえて、討議が円滑に進むことができるよう、ご配慮をお願いします。

発表者の方は、グループ内での討議の内容、論点となったことなどの大枠を発表してください。その際、お配りした発表用メモをお使いください。